

財務省近畿財務局との協定

～災害時の人的支援に関する協定を締結～

この度、河内長野市では、市内で大規模な災害が発生した際、近畿財務局から職員を派遣いただき、支援を得て災害復旧事務を円滑かつ迅速に遂行し、市民生活の安定を図ることを目的とする協定を締結することとし、下記のとおり締結式を行います。

【協定名】

「災害時の人的支援に関する協定」

【協定の主な内容】

近畿財務局からの職員派遣により、災害により被災された方々に対して行うり災証明事務、建物の被害判定の補助及び支援物資の受入れや配送にかかる事務の補助等、主に災害復旧期にかけての事務及び作業を支援していただきます。

【その他】

近畿管内の他の市町村では、堺市、新宮市、京都市及び河南町が同種の協定を近畿財務局と締結しています。

【協定書調印式】

- ◆開催日時：平成 25 年 10 月 4 日（金） 10：00～10：30
- ◆場所：河内長野市役所 3 階庁議室（河内長野市原町一丁目 1 番 1 号）
- ◆出席者：芝田啓治（河内長野市長）
枝廣直幹（近畿財務局長）
- ◆内容：「災害時の人的支援に関する協定書」の調印